

春日井市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の確保並びに人材確保に注力する事業者の負担軽減を目的とし、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得又は資格更新のための研修受講料の全部又は一部を事業者が負担した場合に、当該費用の一部について補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、春日井市内において介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた別表第1に掲げる介護サービス事業所等（以下「介護サービス事業所等」という。）を當む法人その他の団体であって、代表者及び従業員が春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないものとする。

(補助金の対象となる経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、従業員（補助事業実施時において現に市内の介護サービス事業所等で勤務し、引き続き勤務する意思がある者に限る。）が受講した愛知県内で実施された別表第2に掲げる研修に係る経費のうち、次のいずれかの方法により、補助事業者が負担した研修受講料（資料代及び旅費を除く。）とする。

- (1) 補助事業者が、別表第2に掲げる研修を実施する研修機関に対し、研修受講料を直接支払う方法
- (2) 別表第2に掲げる研修の受講者が自ら負担した研修受講料に対し、補助事業者が当該受講者に当該受講料相当額以内の額を支払う方法

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等の対象として計上した対象経費については、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、介護サービス事業所等ごとに算定することとし、対象経費の合算額から寄付金等その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、当該額が100,000円を超える場合は100,000円を限度とする。

(交付の申請等)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、補助事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業が完了した日（補助事業者が第3条第1項各号の方法により、対象経費を支払った日をいう。）の属する年度の3月15日までに、春日井市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修の内容及び経費が分かる書類
- (2) 修了証の写し等補助事業の成果が分かる書類
- (3) 補助事業者が対象経費を支出したことを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、研修が同項に規定する期日より後に実施される場合にあっては、同項第2号の書類については、当該研修が実施された後速やかに提出するものとする。

3 第1項の申請は、年度内に1回限りとする。ただし、第7条第1項の規定により、補助金が不交付となった場合はこの限りでない。

4 規則第9条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取り下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(交付の決定)

第7条 規則第4条の規定にかかわらず、市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適當と認めたときは春日井市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適當でないと認めたときは春日井市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 規則第11条に定めるもののほか、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助事業者が負担した額について、研修受講者から返還が生じたとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は令和8年2月3日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	居宅介護支援
2	介護予防支援
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設

5	介護医療院
6	特定施設入居者生活介護
7	介護予防特定施設入居者生活介護
8	小規模多機能型居宅介護
9	介護予防小規模多機能型居宅介護
10	看護小規模多機能型居宅介護
11	認知症対応型共同生活介護
12	介護予防認知症対応型共同生活介護
13	地域密着型特定施設入居者生活介護
14	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

備考 1から14に掲げる事業と同種のサービスに当たる1から14に掲げる事業の指定を受けている事業所にあっては、同一の事業所とみなすものとする。

別表第2（第3条関係）

研修区分
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員更新研修
介護支援専門員専門研修
介護支援専門員再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修

備考 研修の実施方法については、オンラインを活用した研修（書面開催を除く。）についても対象とする。